

# 議 事 録

## 第 18 回 定 例 総 会

平成31年1月10日

太田市農業委員会第18回定例総会議事録

開会日時 平成31年1月10日(木) 午後 2時  
 閉会日時 平成31年1月10日(木) 午後 3時35分  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (20人)  
 1 藤澤 武則      2 丸山 忠      3 木暮 昌弘      4 中村 博正  
 5 遠坂 修一      6 藤生 博      7 吉田 清和      8 牛久保 榮治  
 9 小林 良孝      10 糸井 敏幸      11 岡田 貴男      12 塚越 寶  
 13 山田 清作      14 高柳 章      16 新井 章夫      17 清水 由紀江  
 19 藤本 富久      20 茂木 利子      21 片亀 昌子      22 中村 薫

欠席委員 (2人)  
 15 石原 孝志      18 武内 満

出席職員 (8人)  
 小林局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理  
 西野目係長代理 青木主任 野村主事

会議に付した事項  
 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)  
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第3号 競売農地の買受適格証明願について(3条) (会長)  
 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第6号 太田市農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数改正について (会長)

報告事項  
 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について  
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について  
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

## 太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第18回農業委員会定例総会を開催いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。  
事 務 局 本日の定足数については、出席の委員20名、欠席の委員2名でございます。

過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは16番 新井 章夫 委員 と 17番 清水 由紀江 委員の二人にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 3カ所訂正があります。訂正をお願いいたします。

まず、議案書2ページをお開きください。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号3番になります。譲受人の当事者の状況欄、一番右側になりますが、労力2となっておりますが、4に訂正をお願いいたします。

続きまして、3ページ、同じく番号4番になりますが、譲受人の当事者の状況欄ですが、借入地が空白になっていますが、345 と加筆をお願いいたします。

最後ですが、議案書10ページをお開きください。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号6番になります。土地の表示欄、上小林町●●●●の地積が230 とありますが、224 に訂正をお願いいたします。あわせて、合計欄258を252と訂正をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

## 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。  
  
1番、高林南町の土地 281 m<sup>2</sup>について、土地売買を取りやめることになったため許可を取り消すものです。  
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 当地区審査会での調査した結果をご報告いたします。  
番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、現地を確認しましたが、平成30年8月に許可された案件であり、農地状態です。議案第5号1番で許可申請の提出もあり、特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました。

委員	ご意見、ご質問等ございますか。
議長	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることを決定いたします。
議長	続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。 提出件数は8件です。事務局より、提案をお願いします。
事務局	提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。  1番 藤阿久町の土地 畑 568 m <sup>2</sup> 、農地規模の拡大を図るために、譲り受けたい。 2番 藤阿久町の土地 畑 626 m <sup>2</sup> 、農地規模の拡大を図るために、譲り受けたい。 3番 藤阿久町の土地 田 480 m <sup>2</sup> 、農地規模の拡大を図るために、譲り受けたい。 4番 強戸町の土地 田 1,765 m <sup>2</sup> 、外1筆 計 2,905 m <sup>2</sup> 、農地規模の拡大を図るために、譲り受けたい。 5番 成塚町の土地 畑 737 m <sup>2</sup> 、農地規模の拡大を図るために、譲り受けたい。 6番 成塚町の土地 畑 980 m <sup>2</sup> 、外6筆 計 4,070 m <sup>2</sup> 、農地規模の拡大を図るために、譲り受けたい。 7番 新田村田町の土地 988 m <sup>2</sup> 、農地規模の拡大を図るために、譲り受けたい。 8番 新田市野倉町の土地 5,455 m <sup>2</sup> 、農地規模の拡大を図るために、譲り受けたい。 なお、番号1番から8番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。 以上、提案させていただきました。処分の決定をお願いいたします。
議長	事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 2番委員

番号1番から3番まで、続けてまいりますので、よろしく願います。

番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は経営規模の拡大のためであり、現地確認をしたところ、申請地は譲受人の親の耕地のすぐ近くで、従来どおり耕作は十分可能であります。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。

番号2番についても同一人の購入であります。番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、現地は番号1番の申請地に接しており、周囲の状況は東、西及び北側が畑になっており、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断して農地法第3条第2項各号にも該当しないため、要件を満たしていると意見決定をいたしました。再度ご審議のほど、よろしく願います。

番号3番です。譲受人は、農業への新規参入者であります。番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、現地を確認したところ、県道2号線、群馬県合同庁舎の北側に位置し、西側は資材置場、北側は道路、東側及び南側は申請人の自作地となっております。現状不耕作となっておりますが、きれいに管理されており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定をいたしました。

番号1番から3番について、再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

議	長	ただいま、第1地区協議会より番号1番から3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番から6番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 番号4番から6番まで続けて報告します。  
番号4番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請内容は所有権移転で、申請人は農業に精通し、自作地123a、借入地345a、合計463aを経営する農家で、米麦、ネギを栽培し、農業に意欲的であります。このほど強戸地内に29aの水田を譲り受けし、経営規模を拡大するものです。また、譲渡人は農地を売却し、農業から撤退したいとのことです。現地を確認した結果、周辺農地への支障もなく、問題ないと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
続いて、番号5番、6番については、譲受人、場所が同一のため、一緒に報告します。譲受人は野菜と水稻を243aの農地で意欲的に農業経営をしています。このほど、7.37aと40.7aの合計48.07aを譲り受け、経営規模の拡大を図り、今後も営農に励みたいとのことです。譲渡人は高齢になり、耕作面積を縮小したいので、農業経営に意欲ある譲受人に売却したいということです。現地確認した結果、周辺農地への支障もなく、問題ないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号4番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番から6番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号7番と8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

20番委員 番号7番と8番について、第5地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。

初めに、番号7番について報告いたします。譲受人は市外在住のため、事務局を通じ確認を行ったところ、所有する農地を全て耕作し、必要な農機具等も所有しているとのことです。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、番号8番について報告いたします。譲受人は畜産業を営んでおり、肥育牛の育成のために牧草を栽培するため、申請地を取得したいと申請するものです。現地を確認したところ、周囲は申請人の農地であり、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

番号7番、8番につきまして再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、第5地区協議会より番号7番と8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番と8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 　　全員賛成でありますので、番号7番と8番を許可とすることに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第3号 競売農地の買受適格証明願が会長宛てにあったので、決定を求めます。

提出件数は1件です。事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 　　提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地 畑 3,696 m<sup>2</sup>、競売の執行期間及び期日は記載のとおりです。なお、番号1番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可要件の全てを満たしていると考えております。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。



- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第6地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。
- 3番委員 番号1番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、本申請は公売農地の買受適格証明願であります。申請人は、意欲的な営農で水稻、ジャガイモ、大根、ネギ等根菜を栽培しています。譲り受けようとする土地は大原町の畑 36.96a です。許可基準から照らし合わせ、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 17番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、現地は農地として使用されており、周辺農地への支障もないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会及び第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決したいと思います。番号1番に買受適格証明書を交付することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番について買受適格証明書を交付することに決定いたします。  
なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高値買受申出人または次順位買受申出人となり、当該申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可といたします。
- 議 長 続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は11件です。事務局より提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数11件について、朗読し詳細に説明する。

1番 下田島町の土地 793 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。太陽光発電施設として転用するものです。

2番 上小林町の土地 138 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

3番 吉沢町の土地 492 m<sup>2</sup> 外3筆 計4,576 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電用地として転用するものです。

4番 西長岡町の土地 971 m<sup>2</sup>の内0.04 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,229の内0.56 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

5番 西長岡町の土地 141 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

6番 新田中江田町の土地 2,452 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農地改良として一時転用するものです。

7番 新田中江田町の土地 1,031 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農地改良として一時転用するものです。

8番 新田中江田町の土地 3,730 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農地改良として一時転用するものです。

9番 新田嘉祢町の土地 115 m<sup>2</sup> 外1筆 計137 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

10番 山之神町の土地 955 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、資材置場・駐車場用地として転用するものです。

11番 大原町の土地 428 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会の結果報告をお願いします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告

願います。

- 10番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
申請人は、相続により農地を取得したが、高齢のため耕作が困難となり、土地の有効利用のため、申請地に太陽光発電施設を設置するものです。現地の確認をしたところ、周囲の南側は墓地、西側と北側は市道、東側は農道を挟んで宅地となっており、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号2番と3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8番委員 2番について、許可基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告いたします。  
申請人は、農地法を余り理解していないために、昭和38年ごろ、55年ぐらい前、家を建ててしまいました。分家住宅をつくるに当たり、10ページに出てまいりますけれども、98-7で分家住宅を建てるに当たり調査したところ、許可をとらずに自宅の敷地として利用していたことが判明した。以後、このようなことのないよう、違法行為のないように農地法をしっかり順守しますということで始末書も入っておりますので、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 1番委員 続けて3番の申請ですが、申請人は農業を行うことが困難になったため、太陽光発電施設を設置したい旨の申請です。こちらは4筆3カ所の土地で、いずれも県道太田桐生線沿いになります。こちらは当地区

協議会で許可基準チェックリストに基づき現地調査をしましたところ、  
周辺農地への支障もなく、許可相当と判断いたしました。  
再度審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号2番と3番について報告があり  
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定い  
たします。

議長 続いて、番号4番と5番について、第3地区協議会の調査した意見結  
果を報告願います。

3番委員 番号4番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づ  
き調査した結果、譲受人は一時転用にて営農型太陽光発電設備を設置  
し、営農を続けながら再生可能エネルギーを活用した営農基盤の強化  
を図りたい。周囲は、北側、東側は水路、南西側は道路です。作付農  
産物は日当たりには余り気を使う必要のないサカキを栽培すること  
により、収穫減20%といった甚大な影響を与えることや品質の劣化はな  
く、逆に営農型を導入することにより適度な日影を与えることができ  
ることから、よい育成環境を供する可能性が高いと思われま。現地  
確認の結果、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しま  
した。

続いて、番号5番については、農地法について十分理解していなかつ  
たため、平成10年ごろに自動車駐車場兼農機具置場を設置したまま現  
在まで利用していました。今般、違法なことが判明したため、始末書  
を添付して是正するものです。現地調査をしたところ、周囲は道路と  
宅地で周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号4番と5番について報告があり  
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

20番委員 番号4番の申請人である法人についてですが、以前に営農型太陽光発

電施設を設置したときも作付農産物はサカキであり、収穫できるのは6年後とのことでしたが、今回もそうですか。

3番委員

そうです。

20番委員

6年間の間、無収入というのもどうかと思うのですが、皆さんの意見をお聞きしたいです。

3番委員

3年は据え置きみたいな形になって、6年後に収穫ができるという話でした。

20番委員

育成期間の3年は収穫ゼロということで、4年、5年後ということで、6年になって初めて収穫なんですけれども、果たしてそれで営農型と言えるのでしょうか。

3番委員

そこまでは判断していません。事務局のほうでお願いします。

事務局

では、補足させていただきます。

営農型太陽光発電施設の下部農地の作付作物については特に明確になっているわけではありません。太陽光の下部で作付した場合に、太陽光を設置しない場合と比較して8割の収量が見込まれれば特段問題はないというふうになっております。また、収穫までに相当数要するものであっても、それまでの間、適切な管理等が行われていれば特段問題はないというふうになっておりますので、今回、サカキを作付することによって、当初6年ほど収穫までに時間を要することになりますが、その間、適切な管理がされていれば、特段問題はないというふうに判断できるかと思えます。

以上、説明とさせていただきます。

20番委員

はい、わかりました。

議長

ほかにありますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番と5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号4番と5番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号6番から9番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員

議案第4号の番号6番から8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請地が地続きのため、それぞれかさ上げの申請が出ております。申請地は低湿地で耕作できない

- ということで、かさ上げしたいと申請が出ております。現地を確認したところ、周囲は西は水路と畑、南は道路、北、東は畑と道路になっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 2番委員 続いて、番号9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
- 申請人は、息子の分家住宅申請に伴い、調査したところ、自宅の南側にある駐車場・農機具置場西側にある浄化槽の設置箇所が農地であったことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周囲は東が道路、北が申請人の宅地、南は畑、西が畑及び住宅建設予定地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より、番号6番から9番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号6番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号6番から9番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号10番と11番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。
- 6番委員 番号10番から11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。
- 番号10番については、申請人は申請地を平成26年に農地との交換により取得後3年間は耕作していましたが、経営規模の拡大を図ったことから、大型農機具、各種農具が必要となり、また従業員として農業研修生、パート従業員約15名が必要となり、車両の置場に窮して無許可で使用してしまいました。始末書を添付し是正したいというものであります。周囲は作業用建物に囲まれており、周辺農地への支障もなく、問題ないということで許可相当と意見決定をいたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 17番委員 番号11番について、申請人は農家住宅用地として使用しており、このほど農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周囲は南は道路、北と西は宅地、東は農地となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より、番号10番と11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号10番と11番を許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号10番と11番を許可することに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は37件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数37件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 高林南町の土地 281㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。
- 2番 西新町の土地 4,070㎡、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。
- 番3番 新道町の土地 357㎡ 外1筆 計368㎡、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。
- 4番 藤阿久町の土地 43㎡、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。
- 5番 台之郷町の土地 160㎡ 外1筆 計197㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 6番 上小林町の土地 224㎡ 外1筆 計252㎡、農地区分 第二

種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 安良岡町の土地 149 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

8番 東金井町の土地 1,402 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 4,286 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、デイサービス施設用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 315 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 140 m<sup>2</sup> 外1筆 計458 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 龍舞町の土地 281 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 矢田堀町の土地 314 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 東今泉町の土地 3,149 m<sup>2</sup> 外13筆 計22,103 m<sup>2</sup>、農地区分 につきましては、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には、北関東自動車道太田桐生インターチェンジから 300m以内にある農地」の理由から、第三種農地と判断されます。物流センター・事務所用地として転用するものです。

15番 只上町の土地 366 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 原宿町の土地 882 m<sup>2</sup> 外3筆 計2,315 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

17番 原宿町の土地 314 m<sup>2</sup> 外3筆 計3,374 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

18番 原宿町の土地 489 m<sup>2</sup> 外1筆 計915 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地と転用するものです。

19番 新野町の土地 297 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 西長岡町の土地 661 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地として転用するものです。

21番 西長岡町の土地 411 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 尾島町の土地 380 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。



23 番 二ツ小屋町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。

24 番 粕川町の土地 133 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 375 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25 番 新田木崎町の土地 300 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

26 番 新田赤堀町の土地 426 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

27 番 新田村田町の土地 4,010 m<sup>2</sup>の内 0.648 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

28 番 新田上江田町の土地 406 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

29 番 新田上田中町の土地 1,995 m<sup>2</sup>の内 337.50 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、携帯電話無線基地局設置工事用地として一時転用するものです。

30 番 新田大根町の土地 941 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、工事用資材置場用地として一時転用するものです。

31 番 新田大根町の土地 1,626 m<sup>2</sup>の内 144 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、工事用資材置場用地として一時転用するものです。

32 番 新田上田中町の土地 519 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

33 番 新田大町の土地 562 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。露天駐車場用地として転用するものです。

34 番 新田嘉祢町の土地 381 m<sup>2</sup>、農地区分第二種、一般住宅用地として転用するものです。

35番 藪塚町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

36番 藪塚町の土地 4,018 m<sup>2</sup>の内0.14 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

37番 大原町の土地 5,407 m<sup>2</sup>の内0.15 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局からの提案が終わりましたので、地区協議会の結果報告をお願いいたします。  
番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。番号1番は、議案1号1番で許可取消願が出された案件で、申請人は太田市内で両親と同居しており、独立するため申請地を取得し、自己の住宅を建設したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の西側は道路、ほかは宅地に囲まれており、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

10番委員 番号1番について再度ご審議のほどよろしく願いいたします。以上。  
番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。譲受人は、売電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を借り受け、発電施設を設置するものです。現地確認を確認したところ、周囲の南側は農道と賃貸の住宅地、西側は太陽光発電施設、北側は市道、東側は市道及び農道を挟んで譲渡人の雑地となっており、したがって、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。以上。

12番委員 続いて、3番と4番をご報告します。

3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は業務の多角化を図るため、太陽光発電施設用地を探していたところ、本件申請地が見つかり、購入する次第です。現地を確認したところ、西は市道、北は住宅の進入路、東は住宅、南は駐車場となっております。周辺農地への支障もない

め、許可相当と意見決定をいたしました。  
続いて、番号4番については、本件の申請地は許可を得ずに駐車場として使用してしまったために、駐車場用地として是正する申請であります。現地を確認したところ、本件の土地は1枚の農地でありましたが、市道の建設に伴い分割され、狭い三角地になってしまいました。そのため、耕作に不便を来していたところ、隣地の申請人との駐車場として賃貸契約が結ばれ、使用されているものです。本件の申請に伴い、譲渡人から始末書の提出がなされ、是正するものであります。周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定をいたしました。  
3番と4番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。  
以上です。

- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号5番から18番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8番委員 5番、6番について説明させていただきます。  
譲受人は台之郷町のアパートに4人暮らしで生活しておりますが、手狭になったので、自己住宅を建築したいということで買い受けすることになりました。譲渡人は申請地を売却して生活費に充ちたい。この土地については、もう周りが住宅になっていまして、農地に支障はないと思いますので、許可相当と意見決定をいたしました。  
続きまして、6番でございますが、これは先ほどもありました分家住宅の件でございます。親から使用貸借で借り受けまして、賃貸住宅に住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭になったので、申請地を使用貸借で借りて住宅を建築したいというものです。譲渡人は親ですけれども、息子家族が隣地に住んでくれるのでうれしいというふうなことです。周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定をいた

しました。

以上でございますが、5番、6番について再度ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 13番委員

続きまして、7番と8番を報告させていただきます。

7番についてですが、譲受人は既存の住宅を持っていますが、入り口が狭いので土地を取得して接道に使用するという事です。現地を調査したところ、宅地に固まれた土地なので、農業用地に影響がないので、許可相当と決議いたしました。

続きまして、8番、東金井町の土地、太陽光発電事業を営んでおられまして、適地を取得し、売電事業を行うものです。現地を調査したところ、北側は社会福祉法人の病院の一部、東側は河川、南側は宅地、この土地は道路に接していない田んぼなので、太陽光以外には利用ができないかなというところなので、太陽光の発電には適地ではないかということで許可相当と決議いたしました。

7番、8番について、再度のご審議をお願いいたします。

#### 9番委員

9番から12番まで報告したいと思います。

番号9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は隣接する社会福祉法人と連携した高齢者複合機能施設を運営のため、申請地を取得し、デイサービス施設を設置したいということです。現地を確認したところ、西と南は道路、東は宅地、北は排水路になっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして10番、譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、北は道路で周囲は宅地のため、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして11番、譲受人は実家で両親と同居しており、手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、東は道路、周囲は宅地で周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続いて12番、譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、西と南は道路、北は宅地で周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひします。

## 1 番 委 員

それでは、13 番をご説明します。こちらは借家から自己住宅の建設の申請ですが、当該地は毛里田中学校の北に隣接しておりまして、住宅地です。南、そして北には道路とか東西には住宅があります。周辺農地への支障もなく、許可相当と判断し、意見決定いたしました。再度審議のほど、お願いいたします。

続いて 14 番です。こちらは前回保留判断をいたしました申請ですが、年末 26 日に資材置場だった埋立地を試掘いたしまして、再度第 2 地区の委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。その結果、建設発生土を確認しましたが、違法利用につきましては先代社長の代で行ったということもあり、現社長は知らなかったということです。こうしたことも考慮し、始末書の添付に加えて今後の教訓としてもらうこと、加えてこの農業委員会が形骸化することのない運営を切に願って、許可相当とする判断をいたしました。特にコンプライアンスにかかわる事象の農地については、事前に十分な説明や協議をされることが本委員会に必要だと思っております。前回保留をしたことがつながったものと考えられます。そして、今回改めて第 2 地区にて協議し、総合的に判断をして許可相当と意見決定した次第です。引き続き審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて 15 番です。こちらは借家から自己住宅建築転用の申請です。許可基準チェックリストに基づいて調査しましたところ、当該地は東には毛里田小学校、北は畑、西には住宅地、また南は道路があり、特に周辺農地への問題はなく、許可相当と判断いたしました。再度審議のほどお願いいたします。

続いて 16 番です。こちらは、申請人は売電事業を既に営んでおりますが、さらに事業拡張ということで太陽光発電用地の申請です。許可基準チェックリストに基づいて調査しましたところ、当該地は 2 カ所、4 筆の土地で、いずれも周辺は既存太陽光設備や畑、そして墓地などで、周辺農地への影響はないため、許可相当と意見決定いたしました。引き続き、審議のほどお願いいたします。

続いて 17 番です。こちら申請人は売電事業を営んでおり、さらに事業拡大ということでございます。許可基準チェックリストに基づいて調査しましたところ、当該地は県道丸山葉鹿線に隣接する畑であり、周辺も畑、そして栗林等であり、奥の農地に入る馬入れもありまして、周辺農地への影響はないと判断し、許可相当と意見決定しました。再度審議のほどお願いいたします。

続いて 18 番です。こちら太陽光発電設備の設置転用ということで、

葉鹿町のパインウッドゴルフ場の南ですが、ここは太陽光設備が既に設置されている地域です。許可基準チェックリストに基づいて調査しましたところ、当該地周辺は多くは既存の整備がある地域で、そうした道も細いながらありますので、南側の畑へも特に支障はなく、周辺農地へ影響はないため、許可相当と意見決定いたしました。再度審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号5番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番から18番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号19番から21番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員

19番から21番まで続けて報告します。

番号19番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請人はアパートで妻子と3人暮らしであります。以前より住宅を設けたいと考えていましたが、資金の準備が整ったことから申請に及びました。申請地は住宅団地に近く、また勤務地も現在より近くなり、住宅用地として選定しました。また、譲渡人の住所は東京で遠く管理できないため、このたび売却したいということです。現地確認したところ、西側は道路、南、東、北側は農地であります。周辺農地には支障がないものと思われ、許可相当と意見決定しました。続いて、番号20番について、申請人は現在借家に住んでおり、子どもも増え、手狭に感じるようになり、夫が相続した土地に農家住宅を建てようと夫婦で申請しました。周囲は西側は道路、南、北側は宅地、東側は農地です。現地確認したところ、周辺農地には支障もなく、許可相当と意見決定しました。

番号21番について、申請人は自己の住宅を建築したく検討していたところ、親が所有する土地を提供してもらえることになり、申請したところです。周囲は南、西側は親の畑、北側は雑種地、東側は道路です。

現地確認したところ、周辺農地には支障もなく、許可相当と意見決定しました。

19番から21番について、再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号19番から21番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

2番委員 20番について、市街化調整区域内の住宅を目的とした転用の上限面積は500㎡だったと思いますが、転用面積が661㎡となっており、161㎡がどうして増えたのか教えていただきたいと思えます。

事務局 今、委員から指摘がありました500㎡という条件につきましては、一般住宅用地としての転用面積の上限になります。番号20番につきましては農家住宅用地としての転用となりますので、この場合の上限は1,000㎡程度が基準となっておりますので、その範囲内である661㎡ということで特段問題はないというふうに考えております。以上です。

議長 2番委員さん、よろしいですか。

2番委員 はい。

議長 ほかにございますか。

12番委員 そうすると、今の解釈では新しく農家住宅をつくって、そちらでも農業をする、そういう解釈ですね。

事務局 新しくというのは。

12番委員 もとのこれは。

事務局 今回の方については、今、借家住まいで自己の住宅を建築するに当たって、その住宅が農家住宅ということになります。ですので、既に農家住宅をお持ちの方がまた新たに農家住宅として別の土地に出るといったのは基本的には認められません。

12番委員 はい、わかりました。

議長 よろしいですか。ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号19番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号19番から21番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号22番から24番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2 2 番委員

第4地区協議会で調査した結果を報告いたします。

22番、譲受人は売電事業を営んでおります。現地を確認したところ、北側は平成30年3月に許可を得た土地であります。東側はアパート、南側は現在分譲住宅用地として売り出されている土地、西側は農地ですけれども、一部耕作はしていますけれども、ほとんど耕作のない畑という形で、周囲に影響のないため、許可相当と意見決定しました。続いて23番、二ツ小屋町の土地、分家住宅の申請であります。譲受人は現在、実家に住んでおり、両親と同居しておりますが、結婚をし、手狭になったため、自己の住宅を親から借り受けて建築したいという申請であります。周囲を確認したところ、北側は道路を挟んで農地、東側は住宅用地であります。南側は親の畑を挟んで農地、北側は親の畑を挟んで農地、周囲に影響がないということで許可相当と意見決定をいたしました。

1 4 番委員

続きまして、番号24番について発表します。基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は申請地を売買にて取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、申請地は不耕作の畑で、譲渡人は耕作できないために、3区画に分譲して売却計画中の土地です。申請地の東側は30年9月に申請され、許可になって現在住宅を建築中で、北側は畑、これは耕作の畑になっており、西側は譲渡人の残りの1区画の不耕作の畑で、南側は住宅になっております。住宅の排水については、東側の道路まで排水管を設置し、周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度22番から24番についてご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長

ただいま、第4地区協議会より、番号22番から24番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号22番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号22番から24番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号25番から34番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。



7番委員

議案第5号の25番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は借家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を取得して自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、西、南は道路、北は畑、東は住宅になっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、26番について、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は住宅地になっており、問題ないものと思われま。周囲への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

20番委員

続きまして、番号27番について、第5地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は一時転用の許可を受け、申請地に営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、その期間が終了するため、継続して設備を設置するため、申請するものです。下部の農地ではミョウガが栽培されており、営農が継続されているため、周辺農地への支障もなく、問題ないため許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

2番委員

28番から34番まで報告いたします。

初めに、28番について報告します。譲受人は市内の借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、北と南が宅地、東が畑、西が道路を挟んで畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

続いて29番について、譲受人は建設業を営んでおり、隣地に携帯電話無線基地局を設置するため申請地を借り受け、鉄板を敷き、工事用地として一時転用するものです。現地を確認したところ、北と西が農地、東と南が道路になっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

続いて、30番と31番についてですが、譲受人が同一のため、あわせて報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、申請地付近で公共事業を請け負ったため、申請地を工事用資材置場として一時転用し、

使用したいとのことです。現地を確認してきましたが、番号 30 番については西が住宅、それ以外は農地、31 番については北が道路、東と西が宅地、南が農地です。周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定しました。

続いて 32 番について、譲受人は市内の借家に住んでおり、子どもが生まれたのを機に、親の所有する申請地を借り受け、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認しましたが、北と東が道路、西が畑、南が山林となっております。周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定しました。

続いて 33 番について、譲受人は運送業を営んでおり、事業拡大に伴い、申請地を借り受け、不足している駐車場として使用したいとのことです。現地を確認しましたが、北と西が畑、東が道路、南が 30 年 2 月に許可を受け、今回一体利用をする駐車場となっております。周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定しました。

続いて 34 番について、譲受人は借家に住んでおり、将来のことを考え、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認しましたが、北が道路、東が住宅、南と西が畑となっております。周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定しました。

以上、28 番から 34 番について再度ご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま、第 5 地区協議会より、番号 25 番から 34 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 25 番から 34 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 25 番から 34 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて 35 番から 37 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6 番 委 員 番号 35 番から 37 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、現地調査等の調査を行いました。

35 番について、譲受人は藪塚地内のアパートに現在住んでおり、山之神町の会社に勤務しています。資金計画も立ったことから、実家に近

い申請地を祖母より借り受けて、自己の住宅を建築したいというものです。周囲は北が道路、東は宅地、西と南は畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないと思われしますので、許可相当と意見決定をいたしました。

5 番 委 員

番号 36 番、37 番について、設置場所は違いますが、譲渡人が同じであるため、あわせて報告させていただきます。番号 36 番、37 番について、譲受人は営農基盤の強化と生計の安定を図るため、一時転用の許可を受け、それぞれ申請地を父より借り受け、営農型太陽光発電を設置するものです。下部の農地では、枝豆の作付を予定しております。現地を確認したところ、周辺農地への影響も十分に配慮されており、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。番号 35 番から 37 番について再度のご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長  
委 員  
議 長

ただいま、第 6 地区協議会より、番号 35 番から 37 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。  
なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 35 番から 37 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 35 番から 37 番を許可とすることに決定いたします。  
なお、3,000 m<sup>2</sup>を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することにいたします。  
また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長  
事 務 局

続きまして、議案第 6 号 太田市農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数改正について、下記のとおり定めるので、決定を求めます。  
事務局より、提案をお願いいたします。  
議案第 6 号 太田市農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数改正についてご説明申し上げます。  
定数条例に基づく、現在第 23 期の農業委員 22 名の内訳は、地区推薦 15 名、農業団体推薦 5 名、一般公募 1 名、利害関係なし 1 名という構

成になっております。また、農地利用最適化推進委員 30 名の内訳は、全て地区推薦で構成されております。法律により農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数は、農業者数と農地面積で決まりますが、市内の農業者数が減ったため、農業委員の定数を 3 名減らし、次の第 24 期からの定数は 19 名となります。なお、農業委員が減った 3 地区には推進委員を 1 名ずつ増員します。

削減の経緯につきましては、1 市 3 町に区分して農地面積と審議件数に基づき、太田地区では九合、沢野から 1 名、尾島地区では尾島、世良田から 1 名、新田地区では木崎、生品、綿打から 2 名の農業委員を推薦していただくと同時に、推進委員を 1 名ずつ増員し、合計 52 名を維持するものです。

以上、農業委員 19 名、農地利用最適化推進委員 33 名として定数を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の提案が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

7 番 委 員 2 つの質問がありますので、返答をお願いします。

1 つは、第 5 地区の木崎地区の農業委員を減らすという案ですが、事務局より根拠として面積、審議件数の少ない地域から減らすという説明を受けましたが、木崎地区より少ない葦川を残すというのはどういうことですか、その根拠を説明してください。

もう 1 つは、農業委員は認定農業者より選ばれ、地域の農業の推薦により任命され、市町村長はその任命を尊重しなければならないという第 9 条の法律に違反していると思われませんが、どのようなお考えでしょうか。農業委員が地域になくってはならないということは、いろいろ大変なことで、この点については地域に説明が必要になると思われますので、よろしく返答をお願いします。以上です。

事 務 局 先ほどの事務局からの説明にありましたように、まず、1 市 3 町を区分した上で、その区分の中で小さい数値、この場合ですと農地面積割の小さい数値と審議件数割の小さい数値ということで、この案に至ったわけです。第 5 地区につきましては 3 回ほど説明を繰り返して、この案に至ったわけでございます。

もう 1 個ですが、市町村長は農業団体に推薦を求めなければならないということで、農業団体に推薦を求めるということで現状維持するという案に至ったわけです。

7番委員  
事務局

面積と件数が少ないというのは地区で分けるということですか。  
これは第5地区の皆さんには3度ほど説明を申し上げましたが、また4度目の説明をさせていただきます。確かに、数値的には木崎地区が農地面積割、審議件数割で5.3、それより少ない地区が太田・鳥之郷が4.3、確かに木崎地区よりは数値的には低いわけですがけれども、同じ太田地区で2定数を減らすのはいかなものか。1市3町バランスよく減らすのが農業委員会の運営として支障が最小限に抑えられるのではないだろうかということで、市長の意見も含めてのこの案に至ったわけです。以上です。

もう1つのご意見はよろしいでしょうか。農業団体の推薦ということですがけれども、それは太田市管内JA2つ、土地改良区が3つありますので、法律に基づき、市町村長は農業団体に推薦を求めなければならないという法律がございますので、それに基づいて引き続きの定数を維持したものでございます。

2番委員

全員、農業委員さんがわかっているわけではないと思いますけれども、実は第5地区の意見全体では第5地区を減らすのは困るということで話がありました。というのも、40歳以下の後継者が30人からいて、農業生産量も相当上回って農業者が多いんですね。農業委員会の基本的な考え方というのは、農業者の代表だということで、その辺を会長にも聞いてくれないかという話はしました。しかし、酌んでいただけなかったんで、あえてこの案でのむしかないということで、再三第5だけ集めて話をして、中には辞表を出したらどうだという人もいました。しかし、余りにも混乱させるのも好ましくないということもありまして、この案でのまさせていただきますけれども、ぜひその辺は、農業委員で出てきた人たちは全員がやっぱり農家の代表だよという思いで活動していただければというふうに思います。以上です。

議 長  
委 員  
議 長

ほかにご意見、ご質問等はございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決したいと思います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 多数)

議 長  
議 長

賛成多数でありますので、原案のとおり決定いたします。

以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した12月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証

交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

議長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、2件提出されております。  
内訳につきましては、畑のみ2筆計304.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。  
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、22件提出されております。  
内訳につきましては、27ページをごらんください。田59筆33,237.89㎡、畑27筆13,430.65㎡、計86筆46,668.54㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。  
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は15件となっております。内容につきましては記載のとおりです。  
続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は11件となっております。  
それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。  
以上、報告させていただきます。

議長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 その他に質問等ございますか。

委員 なし。

議長 質問等もないようなので、以上で第18回定例総会を終了し散会といたします。

長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 平成31年1月10日（木） 午後3時35分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 16 番

署名委員 17 番